輸入発表第１４号
令和８年１１月２日
経　済　産　業　省

令和８年度「こんぶ調製品」の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【共通事項】必ず一読してください。

・本輸入割当ては、原則として自己の名で代金の対外決済を行う場合を対象としております。本邦から無償で輸出し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」（輸入注意事項５５第９０号）に基づく申請手続をしてください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/import-tokushu.html

・輸入割当てを初めて申請する方は、こちらをご覧ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/about/index.html

・本輸入割当ては、電子申請又は郵送での申請とします。詳細はこちらをご覧ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/index.html

・令和９年度輸入発表より、輸入割当ての申請は電子申請のみとなる予定です。

・電子申請時の申請窓口及び品目コードは以下のとおりです。
　① 申請窓口コード　ＳＡＥ
　② 品目コード　ＳＴＰ

・保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。認められる場合の詳細は、こちらをご覧ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/20060714_111_im.pdf

・本輸入発表における申請受付期間は、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除きます。

・商社割当て（実績割当て）の申請時には、輸入承認証の裏面の通関実績の確認を行うため、輸入承認証が複数ある場合は、ＩＬ別・月別輸入通関実績一覧表「参考様式④」の提出をお願いします。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/iq/data/shorui.html

・事業譲渡により輸入実績の承継を受けた場合は、輸入割当申請時に提出する「輸入割当期別輸入通関実績集計表」に、自社が取得した割当ての輸入実績を記載するとともに、譲渡を受けた割当ての輸入実績も併記してください。

目次

１　輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位 . . . 3
２　輸入割当方式及び輸入割当限度数量 . . . 3
３　原産地 . . . 3
４　各輸入割当方式における申請資格、申請方法等 . . . 3
（１）商社割当て（実績割当て） . . . 3
（２）先着順割当て . . . 7
５　本輸入発表に関する問合せ先 . . . 11

〔別紙参考様式〕原本証明書 . . . 12
〔別紙様式１－①〕（商社割当てを受けた者）「こんぶ調製品」の輸入割当期別輸入通関実績集計表 . . 13
〔別紙様式１－②〕（先着順割当てを受けた者）「こんぶ調製品」の輸入割当期別輸入通関実績集計表 14
〔別紙様式２〕「こんぶ調製品」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類 . . . 15
〔別紙様式３〕輸入通関実績表 . . . 17
〔別紙様式４－①〕（商社割当て追加申請用）「こんぶ調製品」輸入割当消化状況報告書 . . . 18
〔別紙様式４－②〕（先着順割当て追加申請用）「こんぶ調製品」輸入割当消化状況報告書 . . . 19
〔別紙様式５〕「こんぶ調製品」の輸入通関実績報告書 . . . 20
〔別紙様式６〕社員を証明する書類 . . . 21
〔別紙様式７〕自己の名で代金の対外決済を行った取引であることの誓約書 . . . 22

１　輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位

実行関税率表の番号等	商　品　名	申請に用いる数量単位
1212・21-3	こんぶ（ボイル後塩蔵したものに限る。）	ＫＧ
2001・90 2008・97-2 2008・99-2 2103・90	こんぶの調製品	ＫＧ

※「こんぶの調製品」とは、製品に含まれるこんぶの重量比率が一番高いものをいいます（ただし、調味料や油、添加物等は除く）。

２　輸入割当方式及び輸入割当限度数量

輸 入 割 当 方 式	輸入割当限度数量（メトリック・トン）
商社割当て（実績割当て）	４８０
先着順割当て	１２０
計	６００

３　原産地

本輸入発表に基づき輸入することができる国は大韓民国に限ります。

４　各輸入割当方式における申請資格、申請方法等

（１）商社割当て（実績割当て）

①　申請受付期間（注１、注２、注３）

ｉ　電子申請：令和８年１２月９日から１２月１０日まで（注１）
郵送申請：令和８年１２月１０日の午前１１時４５分　経済産業省必着
（注１）令和８年１２月９日の午前０時から１２月１０日の午後３時３０分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。

ⅱ　追加の申請
電子申請：令和９年１月８日から令和９年１０月７日まで（注２、注３）
郵送申請：令和９年１月８日から令和９年１０月７日の午前１１時４５分まで　経済産業省必着
（注２）申請データの経済産業省への到着が午後３時３０分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとします。
（注３）申請受付最終日の午後３時３０分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。

②　輸入割当申請数量

追加の申請を行う場合の１申請者１回当たりの輸入割当申請数量は２０トン以下です。

③　申請者の資格

ｉ　申請受付開始日（４の（１）の①のｉの期間をいう。以下、４の（１）において同じ。）に申請を

行う場合

令和７年度「こんぶ調製品」の輸入発表（令和７年１１月４日付け輸入発表第１４号をいう。以下同じ。）又は令和６年度「こんぶ調製品」の輸入発表（令和６年１１月１日付け輸入発表第１５号をいう。以下同じ。）に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者であって以下ア及びイの要件を満たす者、又は令和７年度「こんぶ調製品」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者であって、以下イ及びウの要件を満たす者

ア　令和７年度「こんぶ調製品」の輸入発表又は令和６年度「こんぶ調製品」の輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者にあっては、当該輸入割当てにより、令和７年９月１日から令和８年８月３１日までの期間に「こんぶ調製品」を自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であって、「こんぶ調製品」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該期間に輸入通関した「こんぶ調製品」全量について、４の（１）の④のアの⑹及び⑴の書類によって証明されたものをいう。）

イ　令和６年度「こんぶ調製品」の輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者にあっては、当該輸入割当てを受けた日から令和８年８月３１日までの「こんぶ調製品」の輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当数量の８０%以上（２回以上輸入割当てを受けた者にあっては、各々の輸入割当数量の８０%以上。）であること（消化実績が８０%未満の場合であって、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

ウ　令和７年度「こんぶ調製品」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあっては、申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当数量の８０%以上（２回以上輸入割当てを受けた者にあっては、各々の輸入割当数量の８０%以上。）である者（消化実績が８０%未満の場合であって、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）であって、「こんぶ調製品」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関実績とは、原則として、当該輸入割当てにより申請日の前日までに輸入通関した「こんぶ調製品」全量について、４の（１）の④のアの⑹及び⑺の書類によって証明されたものをいう。）

ii　追加の申請を行う場合

本輸入発表に基づき、商社割当て（実績割当て）又は先着順割当てを受けた者であって、以下いずれかの要件を満たしている者

ア　申請受付開始日に商社割当て（実績割当て）の申請を行い、当該輸入割当てを受けていること、又は、本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた後、本輸入発表に基づき１回目の商社割当て（実績割当て）を受けていること

イ　本輸入発表に基づき既に商社割当て（実績割当て）の追加割当てを受けている者（２回以上商社割当て（実績割当て）を受けている者）にあっては、追加割当分に係る輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当数量の８０%以上であること

ウ　本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあっては、申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当数量の８０%以上（２回以上輸入割当てを受けた者にあっては、各々の輸入割当数量の８０%以上。）である者（消化実績が８０%未満の場合であって、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）であって、「こんぶ調製品」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること。なお、ここでいう輸入通関実績とは、原則として、当該輸入割当てにより申請日の前日までに輸入通関した「こんぶ調製品」全量について、４の（１）の④のイの⑹及び⑹その添付書類によって証明されたものをいう。）

④　申請書類（注４、注５、注６、注７、注８）

ア　本輸入発表に基づき申請受付開始日の商社割当て（実績割当て）を申請する場合（４の（１）の③のｉの資格により商社割当て（実績割当て）を申請する場合）

電子申請の場合、(a)、(h)、(i)、(j)の書類は不要です。

(a)　輸入（承認・割当）申請書（２通）

(b)　４の（１）の③のｉのアに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。）

(c)　令和６年度「こんぶ調製品」の輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者及び令和７年度「こんぶ調製品」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあっては、当該年度の輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。）

(d)　輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式１－①又は別紙様式１－②）

(e)　自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式２）及びこれに係る添付書類

(f)　４の（１）の③のｉのアの要件を満たす者にあっては、自己の名で代金の対外決済を行った取引であることの誓約書（別紙様式７）

(g)　４の（１）の③のｉのウの要件を満たす者にあっては、４の（１）の③のｉのウに係る支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できる代金の対外決済の事実を証する書類の写し（対応する輸入承認証の承認番号、送状金額、税関の輸入許可日、税関申告番号等を余白に明記すること。また、送状金額と送金額が異なる場合は、その理由も併せて明記すること。）

(h)　申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）

(i)　申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）

(j)　申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式６）及び社員本人を確認する書類

(k)　その他審査に必要と認められる書類

イ　本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者が、１回目の商社割当て（実績割当て）を申請する場合（４の（１）の③のⅱのウの資格により追加の商社割当て（実績割当て）を申請する場合）

電子申請の場合、(a)、(f)、(g)、(h)の書類は不要です。

(a)　輸入（承認・割当）申請書（２通）

(b)　４の（１）の③のⅱのウに係る輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。）

(c)　輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式１－②）

(d)　自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式２）及びこれに係る添付書類

(e)　４の（１）の③のⅱのウに係る支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できる代金の対外決済の事実を証する書類の写し（対応する輸入承認証の承認番号、送状金額、税関の輸入許可日、税関申告番号等を余白に明記すること。また、送状金額と送金額が異なる場合は、その理由も併せて明記すること。）

(f)　申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）

(g)　申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）

(h)　申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式６）及び社員本人を確認する書類

(i)　その他審査に必要と認められる書類

ウ　本輸入発表に基づき２回目の商社割当て（実績割当て）を申請する場合（４の（１）の③のⅱの

アの資格により追加の商社割当て（実績割当て）を申請する場合）
電子申請の場合、(a)、(d)、(e)、(f)の書類は不要です。
(a) 輸入（承認・割当）申請書（２通）
(b) ４の（１）の③のⅱのアに示す輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。）
(c) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式２）及びこれに係る添付書類
(d) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）
(e) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）
(f) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式６）及び社員本人を確認する書類
(g) その他審査に必要と認められる書類

エ 本輸入発表に基づき、既に商社割当て（実績割当て）の追加割当てを受けた者（２回以上商社割当て（実績割当て）を受けた者）が、更に追加の商社割当て（実績割当て）を申請する場合（４の（１）の③のⅱのイの資格により追加の商社割当て（実績割当て）を申請する場合）
電子申請の場合、(a)、(e)、(f)、(g)の書類は不要です。
(a) 輸入（承認・割当）申請書（２通）
(b) ４の（１）の③のⅱのイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。）
(c) 輸入割当消化状況報告書（別紙様式４－①（商社割当て追加申請用））
(d) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式２）及びこれに係る添付書類
(e) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）
(f) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）
(g) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式６）及び社員本人を確認する書類
(h) その他審査に必要と認められる書類
（注４）申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となることがあります。
（注５）輸入承認証の写しについては、必要に応じて原本の提出を求めることがあります。
（注６）４の（１）の③のⅰのアの要件を満たす者にあっては、自己の名と計算において輸入通関した実績に係る支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できる代金の対外決済の事実を証する書類の写しは提出する必要がありません。ただし、輸入割当申請数量の合計が輸入割当限度数量を超える場合は提出の必要が生じます。その場合、当該対外決済書類の写しの提出締切日を申請受付日の翌日以降、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載しますので、掲載日の翌日から起算して２営業日以内に当該対外決済書類の写しを提出してください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/news/index.html
また、その他、後日必要に応じて確認する場合があるので、引き続き、関係書類の適切な管理をお願いします。
（注７）電子申請の場合であっても、添付書類等については郵送で提出することができます。
（注８）上記提出のあった本人を確認する書類は、確認後に返却します。

⑤ 割当基準（注９、注１０）

ア　申請受付開始日に申請する者にあっては、２の輸入割当限度数量を４の（１）の④のアにより提出された４の（１）の③のｉのアに示す期間に係る「こんぶ調製品」の輸入通関実績及び４の（１）の③のｉのウに示す「こんぶ調製品」の輸入通関実績の範囲内で、申請のあった数量を割り当てます。ただし、当該輸入割当数量の合計が輸入割当限度数量を超える場合には、２の輸入割当限度数量を当該輸入通関実績に応じあん分して得た数量の範囲内で、申請のあった数量を割り当てます。

イ　アの結果、輸入割当数量の合計が輸入割当限度数量を下回った場合、アにより商社割当て（実績割当て）を受けた者又は４の（２）により先着順割当てを受けた者を対象とし、追加の申請を受け付けます。１申請者１回当たりの割当数量は２０トンを限度とし、申請のあった数量を２の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てます。

申請受付期間中、電子申請については各日の前日午後３時３１分から当日の午後３時３０分までに経済産業省に申請データが到着したものを、郵送申請については各日の午前１１時４５分時点で経済産業省に到着したものをその日に同着したものとして受け付けます。その日の申請数量の合計が輸入割当限度数量の残数以下の場合には、申請数量を割り当てます。当該申請数量の合計が輸入割当限度数量の残数を超える場合は、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで割り当てます。抽選の必要が生じた場合には、農水産室から該当者に個別に連絡をします。

（注９）申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次の有資格者に輸入割当てを行います。

（注１０）追加申請受付開始日に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがあります。

⑥　その他の注意事項

ア　本輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含みます。）と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行いません（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないことがあります。）。詳細はこちらをご覧ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/qa/01.html

イ　本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月１０日まで（必着）に輸入通関実績報告書を農水産室へ提出しなければなりません。報告に当たっては、以下の登録フォームをご利用ください。なお、郵送で提出することもできます（別紙様式５）。
輸入通関実績報告登録フォームに関するご案内：
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/iq/data/hokoku.html

ウ　輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。

エ　本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当数量を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表します。

（２）先着順割当て

①　申請受付期間（注１１、注１２）

電子申請：令和８年１２月９日から令和９年６月８日まで（注１１、注１２）

郵送申請：令和８年１２月９日から令和９年６月８日の午前１１時４５分まで　経済産業省必着

（注１１）申請データの経済産業省への到着が午後３時３０分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとします。

（注１２）申請受付最終日の午後３時３０分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。

② 輸入割当申請数量

１申請者１回当たりの輸入割当申請数量は１０トン以下です。

③ 申請者の資格（注１３）

４の（１）に基づき輸入割当てを受けた者以外の者であって、次の全ての要件を満たす者

ア 下記の申請日の区分ごとにそれぞれの要件を満たすこと

(a) 申請受付開始日（令和８年１２月９日をいう。以下、４の（２）において同じ。）に申請する者
令和７年９月１日から令和８年８月３１日までの期間に実行関税率表第１部から第４部までに属する貨物（食料品に限る。）１０万米ドル以上を自己の名と計算において輸入通関した実績を有し、「こんぶ調製品」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）

(b) 令和８年１２月１０日以降に申請する者
令和７年９月１日から申請日の前日までの期間に実行関税率表第１部から第４部までに属する貨物（食料品に限る。）を自己の名と計算において輸入通関した実績（１０万米ドル未満であっても可）を有し、「こんぶ調製品」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）

イ 本輸入発表日（令和８年１１月２日）以降に「こんぶ調製品」の輸入契約を締結していること

ウ 当該輸入契約に基づき、申請受付開始日から起算して１か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から９か月（ただし、申請受付開始日から１か月以上経過した後に申請した者の通関期間については、１か月経過するごとに１か月ずつ短縮する。）以内に輸入通関することが確実であると認められること（注１３）

エ 令和７年度「こんぶ調製品」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあっては、輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当数量の８０%以上（２回以上輸入割当てを受けた者にあっては、各々の輸入割当数量の８０%以上。）であること（消化実績が８０%未満の場合であって、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

オ 本輸入発表に基づき既に先着順割当てを受けている者にあっては、当該輸入割当てを既に消化（当該輸入割当てに基づき輸入通関したことをいう。）しているか又は消化する見込みがあること

（注１３）「申請した者」とは、申請を行い、かつ、当該申請が受理された者のことを指します。

④ 申請書類（注１４、注１５、注１６、注１７）

ア 本輸入発表に基づき１回目の先着順割当てを申請する場合

電子申請の場合、(a)、(h)、(i)、(j)の書類は不要です。

(a) 輸入（承認・割当）申請書（２通）

(b) 申請に係る輸入契約書（契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件（輸入割当てを受けた場合発効する旨）が明記されているもの。）の原本及びその写し（電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式））
※ 対象貨物に係る売買契約書と委託加工契約書が異なる場合は、その両方の契約書

(c) ４の（２）の③のアに示す輸入通関した実績を証する書類で次のいずれかのもの
・ 輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。）
・ 輸入許可通知書の写し
※ 航空又は海上貨物通関情報処理システム以外により輸入申告を行った者にあっては、輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の原本及びその写し（電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式））

(d) ４の（２）の③のアに示す輸入通関した実績に係る貨物の輸入者（申請者）宛てのインボイス

の写し（ただし、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。）を提出する場合は不要。）

(e)　４の（２）の③のアに示す輸入通関した実績に係る貨物の航空貨物運送状（ＡＷＢ）又は船荷証券（Ｂ／Ｌ）の写し（ただし、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。）を提出する場合は不要。）

(f)　４の（２）の③のアについての輸入通関実績表（別紙様式３）

(g)　自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式２）及びこれに係る添付書類

(h)　申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）

(i)　申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）

(j)　申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式６）及び社員本人を確認する書類

(k)　その他審査に必要と認められる書類

イ　本輸入発表に基づき２回目以降の先着順割当てを申請する場合

電子申請の場合、(a)、(f)、(g)、(h)の書類は不要です。

(a)　輸入（承認・割当）申請書（２通）

(b)　申請に係る輸入契約書（契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件（輸入割当てを受けた場合発効する旨）が明記されているもの。）の原本及びその写し（電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式））

※　対象貨物に係る売買契約書と委託加工契約書が異なる場合は、その両方の契約書

(c)　輸入割当消化状況報告書（別紙様式４－②（先着順割当て追加申請用））

(d)　当該消化状況を証する書類

・　既に消化しているものについては、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。）

・　消化する見込みがあるものについては、当該輸入契約書及びインボイス（船積予定日、到着予定日等の輸入予定時期が記載されているもの。）の写し

(e)　自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式２）及びこれに係る添付書類

(f)　申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）

(g)　申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）

(h)　申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式６）及び社員本人を確認する書類

(i)　その他審査に必要と認められる書類

（注１４）申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となることがあります。

（注１５）輸入承認証の写しについては、必要に応じて原本の提出を求めることがあります。

（注１６）電子申請の場合であっても、添付書類等については郵送で提出することができます。

（注１７）上記提出のあった書類の原本及び本人を確認する書類は、確認後に返却します。

⑤　割当基準（注１８、注１９）

１申請者１回当たりの割当数量は１０トンを限度とし、契約数量の範囲内で申請のあった数量を２の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てます。

申請受付期間中、電子申請については各日の前日午後３時３１分から当日の午後３時３０分までに経済産業省に申請データが到着したものを、郵送申請については各日の午前１１時４５分時点で経済産業省に到着したものをその日に同着したものとして受け付けます。その日の申請数量の合計が輸入

割当限度数量の残数以下の場合には、申請数量を割り当てます。当該申請数量の合計が輸入割当限度数量の残数を超える場合は、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで割り当てます。抽選の必要が生じた場合には、農水産室から該当者に個別に連絡をします。

（注１８）申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次の有資格者に輸入割当てを行います。

（注１９）申請受付開始日に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがあります。

⑥　その他の注意事項（注２０）

ア　申請受付開始日から起算して１か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から９か月（ただし、申請受付開始日から１か月以上経過した後に申請した者の通関期間については、１か月経過するごとに１か月ずつ短縮します。）以内に輸入通関しなければなりません。（注２０）

イ　先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入承認証を交付するものです。

このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを輸入通関前に農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更の内容に応じて輸入承認証等の内容変更の申請手続等を行わなければなりません。

ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められません。

また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入通関が判明した場合、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通関実績とは認められません。

ウ　アに示す期間に当該輸入承認証のⅡに記載された数量の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から１０日以内に当該輸入承認証の写し、これに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要）及びその理由を記載した書面（不使用報告書）を農水産室へ提出しなければなりません。

なお、輸入通関実績（消化実績）が輸入割当数量の８０%未満（２回以上輸入割当てを受けた者にあっては、いずれかの輸入通関実績（消化実績）が輸入割当数量の８０%未満。）の場合であって、自然災害（不漁を除きます。）などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められるときには、次年度の先着順割当ては受けられません。

エ　本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含みます。）と支配関係にある法人又は個人が先着順割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行いません（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないことがあります。）。詳細はこちらをご覧ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/qa/01.html

オ　本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月１０日まで（必着）に輸入通関実績報告書を農水産室へ提出しなければなりません。報告に当たっては、以下の登録フォームをご利用ください。なお、郵送で提出することもできます（別紙様式５）。

輸入通関実績報告登録フォームに関するご案内：
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/iq/data/hokoku.html

なお、輸入通関の実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る以下の書類を提出してください。

・輸入承認証の写し

・支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できる代金の対外決済の事実を証する書類の写し（対応する輸入承認証の承認番号、送状金額、税関の輸入許可日、税関申告番号等を余白に明記すること。また、送状金額と送金額が異なる場合は、その理由も併せて明記すること。）

カ　輸入通関実績報告書及び添付書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。

キ　本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当数量を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表します。

（注２０）「申請した者」とは、申請を行い、かつ、当該申請が受理された者のことを指します。

５　本輸入発表に関する問合せ先

貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室（水産班）
〒１００－８９０１
東京都千代田区霞が関１丁目３番１号
電話　０３（３５０１）０５３２
電話対応時間
９：３０～１７：００（１２：００～１３：００を除く。）
（ただし、行政機関の休日を除く。）
ホームページ
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/index.html

〔別紙参考様式〕

令和　　年　月　日

原本証明書

経済産業大臣 殿

氏名又は
名称及び
代表者の
氏　　名

令和８年１１月２日付け輸入発表第１４号に基づく、「こんぶ調製品」の輸入割当ての申請に係る提出書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

また、当該原本を当社で保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

書類名及び書類番号等

〔別紙様式１－①〕（商社割当てを受けた者）

「こんぶ調製品」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住　　所
会 社 名

（令和　　年　　月　　日現在）　　単位：ＫＧ

区分＼年度別		令和６年度	令和７年度	合計
① 輸入割当・承認年月日				
② 輸入割当証明書番号				
③ 輸入割当･承認数量				
④ 令和７年８月３１日までの輸入通関実績累計				
輸入通関実績	令和７年　９月分			
	１０月分			
	１１月分			
	１２月分			
	令和８年　１月分			
	２月分			
	３月分			
	４月分			
	５月分			
	６月分			
	７月分			
	８月分			
	⑤ 合　計（令和７年９月～令和８年８月）			
⑤ 輸入通関実績総計（④＋⑤）				
⑥ 輸 入 消 化 率（⑥÷③＝%）				

（注）１　用紙は、Ａ列４番横長とすること。
　　２　申請者の資格にある期間内において、上記の年度に複数の割当てを持っている場合は適宜、列を追加すること。
　　３　申請者の資格にある期間内において、取得した割当ての通関が無い場合も記入すること。

〔別紙様式１－②〕（先着順割当てを受けた者）

「こんぶ調製品」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住　　所
会 社 名

（令和　　年　　月　　日現在）　　単位：ＫＧ

区分＼年度別		令和７年度（先着順割当て）	令和８年度（先着順割当て）
① 輸入割当･承認年月日			
② 輸入割当証明書番号			
③ 輸入割当･承認数量			
輸入通関実績	令和７年　１２月分		
	令和８年　１月分		
	２月分		
	３月分		
	４月分		
	５月分		
	６月分		
	７月分		
	８月分		
	９月分		
	１０月分		
	１１月分		
	１２月分		
	令和９年　１月分		
	２月分		
	３月分		
	:		
	④ 合計（令和７年１２月～令和　年　月）		
⑤ 輸入消化率（④÷③＝%）			

（注）１　用紙は、Ａ列４番横長とすること。
　　２　申請者の資格にある期間内において、上記の年度に複数の割当てを持っている場合は適宜、列を追加すること。
　　３　申請者の資格にある期間内において、取得した割当ての通関が無い場合も記入すること。

〔別紙様式２〕

「こんぶ調製品」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項　　目	こんぶ調製品			
（１）社　　名				
（２）登記簿上の住所（ビル名・階数明記）				
（３）実際の営業場所（同上）				
（４）電　話　番　号				
（５）代　表　者（注）１	氏　名	専従、非専従の別	非専従の場合（兼職先の名称及び兼職先における役職名）	兼職先の「こんぶ調製品」の輸入割当ての有無
		□専・□非		□有・□無
（６）その他の役員（注）１、３		□専・□非		□有・□無
		□専・□非		□有・□無
		□専・□非		□有・□無
		□専・□非		□有・□無
		□専・□非		□有・□無
		□専・□非		□有・□無
（７）専従の職員数（注）１	名	（８）決算時期	月　～　月	
（９）「こんぶ調製品」の担当の役員及び職員の氏名	（担当役員氏名）　　（担当職員氏名）			
（10）株主構成（持株数の順上位５名を記載）	氏　名	持株数	持株数の総株数に占める比率	企業である場合には、「こんぶ調製品」の輸入割当ての有無
			%	□有・□無
			%	□有・□無
			%	□有・□無
			%	□有・□無
			%	□有・□無
（11）本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している他の法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にないことの確認（①～④について確認の上、全ての□にチェック(☑)すること。）	□	①「発行済株式総数若しくは出資総額の２分の１超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」にないこと。		
	□	②「役員総数の２分の１超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」にないこと。		
	□	③「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」にないこと。		
	□	④「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」にないこと。		
（12）「こんぶ調製品」の輸入代金の決済方法（いずれかにチェック(☑)し、Ｌ／Ｃの場合のみ開設銀行及び開設依頼人を記入すること。）	□Ｌ／Ｃ（開設銀行：　　開設依頼人：　　） □Ｔ／Ｔ □Ｂ／Ｃ □その他			
（13）国内販売予定先（注）２、３	社　名	種　別	数　量	

（注）１　（５）、（６）及び（７）の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼職しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう（ただし、兼職先において、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。）。
２　（13）の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、小売業者、飲食店等を記載すること。
３　（６）及び（13）の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。
４　用紙は、Ａ列４番縦長とすること。

〔添付書類（各１部）〕

① 法人の場合
（株式上場会社）
・　直近１か年の有価証券報告書（なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。）
（その他の法人）
・　法人の履歴事項全部証明書の写し（申請日より３か月前までに発行されたものに限る。）
・　事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
・　法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出し、受領された確定申告書のうち別表一の写し（電子申告の場合は税務署の電子申告済表記があること、又は送信データ受付完了画面などの写しを添付のこと。窓口申告の場合は税務署が発行する納税証明書（その１）の写しを添付のこと。）
・　直近１か年の決算報告書
※　商社割当て（実績割当て）を申請する場合であって、申請受付日から９か月以内に合併する等の理由により、他の商社割当て（実績割当て）の申請者と一時的に支配関係（「発行済株式総数若しくは出資総額の２分の１超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の２分の１超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。）となるときは、当該申請者と支配関係にあることを証する書類及び当該期間内に合併等を行う旨を証する書類を提出すること。

②法人以外の場合
・　申請者本人の住民票の写し（申請日より３か月前までに発行されたものに限る。）
・　事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
・　所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類について、当該申請日から１年以内の他の輸入割当申請時に提出しているものと同一の場合には、当該書類については、他の輸入割当申請時に提出した旨（「輸入割当品目」、「割当方式」及び「割当申請日」を必ず記載のこと）を記載した理由書により代用することができる。

（以下は記入しないこと）

法　人　登　記	可 ・ 否	役員構成	可 ・ 否　〔 親会社　　〕	ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可 ・ 否	株主構成	可 ・ 否　〔 親会社　　〕	ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可 ・ 否			
独立の会計処理	可 ・ 否	判　　定	可 ・ 否　1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり	

〔別紙様式３〕

輸　入　通　関　実　績　表（令和７年９月１日から令和　　年　　月　　日まで）

住　　所
会 社 名

輸入承認証（I/L）又は輸入許可通知書		輸　　入　　通　　関　　実　　績			
輸入承認証番号 又は申告番号	送状金額（I/L） 又は通関金額	通関年月日	商　　品　　名	数　　量	金　　額
				（単位）	米ドル
合　　計				（単位）	米ドル

（注）１　輸入通関実績の「金額」の欄は以下により記載すること。
①　輸入承認証の場合は、送状金額を記載し、輸入許可通知証の場合は、通関金額を記載すること。
②　輸入許可通知書の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算（税関公示の外国為替相場等）し、米ドル表示にすること。
③　輸入承認証（数量により輸入割当てが行われたもの）の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
④　輸入承認証（金額により輸入割当てが行われたもの）の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、当該輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第３５条第２号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。
２　用紙は、Ａ列４番横長とすること。

〔別紙様式４－①〕（商社割当て追加申請用）

「こんぶ調製品」 輸入割当消化状況報告書

住　　所
会 社 名

（令和　　年　　月　　日現在）　　単位：ＫＧ

区分＼割当方式		商社割当て（追加申請用）
① 輸入割当･承認年月日		
② 輸入割当証明書番号		
③ 輸入割当･承認数量		
輸入通関実績	令和９年　１月分	
	２月分	
	３月分	
	４月分	
	５月分	
	６月分	
	７月分	
	８月分	
	９月分	
	１０月分	
	④ 合　計（令和９年１月～令和　年　月）	
⑤ 輸入消化率　（④÷③＝%）		

（注）用紙は、Ａ列４番横長とすること。

〔別紙様式４－②〕（先着順割当て追加申請用）

「こんぶ調製品」輸入割当消化状況報告書

住　　所
会 社 名

（令和　　年　　月　　日現在）　　単位：ＫＧ

区分＼割当方式		先着順割当て
①　輸入割当･承認年月日		
②　輸入割当証明書番号		
③　輸入割当･承認数量		
輸入通関実績	令和８年　１２月分	
	令和９年　　１月分	
	２月分	
	３月分	
	４月分	
	５月分	
	６月分	
	④　合　計（令和８年１２月～令和　年　月）	
⑤　残数		（令和　　年　　月　　日　消化見込み）

（注）用紙は、Ａ列４番横長とすること。

〔別紙様式５〕

「こんぶ調製品」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	ＳＴＰ－（ＡＥ）－２６－
割当方式 （該当を○囲み）	商社　・　先着順
割当・承認日	年　月　日
割当・承認数量（KG） （A）	

提出年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

単位：ＫＧ

年	通関実績												年計	累計	残量	消化率 (%)
	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	(1～12月)	(B)	(A)－(B)	(B)／(A)
														(前年からの累計)		
														(前々年からの累計)		

有効・失効の別 （該当を○囲み）	有効　・　失効

※先着順割当てにあっては、次の２種類の書類を添付してください。

輸入承認証（I/L）の写しの添付 （無の場合は理由を記入のこと）	有　・　無（　　）
対外決済を証する書類の添付 （無の場合は理由を記入のこと）	有　・　無（　　）

※失効とは次のいずれかの場合

①割当数量全量を消化した（消化率１００%）場合

②I/Lの有効期間が満了した場合

※各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月１０日まで（必着）に提出してください。

※失効の場合、翌月以降の提出は不要です。

提出先 ： 〒100-8901　東京都千代田区霞が関１－３－１　　経済産業省貿易経済安全保障局　貿易管理部農水産室　水産班宛て

（注）用紙は、Ａ列４番横長とすること。

〔別紙様式６〕

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　殿

氏名又は
名称及び
代表者の
氏　　名

下記の者は当社の社員であることを証明し、令和８年１１月２日付け輸入発表第１４号に基づく、「こんぶ調製品」の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏　名

※上記社員の証明について照会する場合がありますので、同証明が可能な当該社員とは異なる責任者（上司等）の役職名・氏名・連絡先（法人の電話番号）を以下に記載してください。

役職名

氏　名

連絡先

（注）用紙は、Ａ列４番縦長とすること。

〔別紙様式７〕

令和　　年　　月　　日

自己の名で代金の対外決済を行った取引であることの誓約書

経済産業大臣　殿

氏名又は
名称及び
代表者の
氏　　名

令和８年１１月２日付け輸入発表第１４号に基づく輸入割当てが、自己の名で代金の対外決済を行う取引を対象としていることを認識しており、商社割当ての申請者の資格である過去の「こんぶ調製品」の商社割当てに基づく自己の名と計算において輸入通関した実績は、自己の名で代金の対外決済を行った取引であることを誓約します。

また、当該「こんぶ調製品」の全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類を保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

なお、正当な理由なくして上記誓約に違反した場合には、次回以降の「こんぶ調製品」の商社割当てについて、いかなる取扱いを受けても異存はありません。

（注）用紙は、Ａ列４番縦長とすること。